

国立大学法人東京外国語大学職員 早期退職応募認定制度規程

〔平成26年 3月27日〕
規 則 第 31 号

(目的)

第1条 この規程は、本学が実施する早期退職の募集に対し、職員が自らの意思により応募し、国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成16年規則第52号。以下「就業規則」という。）第23条に規定する定年に達する日より前に、認定を受けて退職できる制度（以下「早期退職応募認定制度」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(実施)

第2条 早期退職応募認定制度の実施にあたっては、次の各号のいずれかの募集を行うものとする。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として行う募集
- (2) 組織の改廃又は事業場並びに施設の移転を円滑に実施することを目的として、当該組織又は事業場若しくは施設に所属する職員を対象として行う募集

(適用要件)

第3条 早期退職応募認定制度は、国立大学法人東京外国語大学職員退職手当規程（平成18年規則第23号。以下「退職手当規程」という。）の適用を受ける職員のうち、その者に定められた定年（早期退職応募認定制度における教員の定年については選択定年前の63歳とする。）から15年を減じた年齢以上である職員を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 国立大学法人東京外国語大学職員採用、離職等に関する規程（平成16年規則56号）第4条に基づき、任期を定めて雇用された者
- (2) 退職の日における退職手当規程第8条における勤続期間が10年未満の者
- (3) 退職の日に定年に達する者
- (4) 選択定年制による定年年齢が決定されている者
- (5) 大学の役員となるために退職する者
- (6) 早期退職特例制度により退職が決定している者
- (7) 就業規則第57条の規定による懲戒処分（故意または重大な過失によらず管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下「懲戒処分」という。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 前条第2号の募集にあたっては、前項第2号の規定は適用しない。

(退職の時期)

第4条 早期退職応募認定制度による退職の日は、本学が指定する日とする。

(募集)

第5条 学長は、募集を行うにあたっては、募集の目的、退職すべき期日、募集をする人数及び募集の期間、その他募集に関し必要な事項を記載した要項（以下「募集実施要項」

という。)を当該募集の対象となるべき職員に周知する。

(応募)

第6条 第3条に規定する職員は、募集の期間中いつでも応募し、退職すべき期日が到来する30日前までの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

2 応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、これらを職員に対し強制してはならない。

(認定)

第7条 学長は、応募をした職員(以下「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、認定をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第5条に規定する募集する人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定する者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、学長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定しないことができる。

(1) 応募が募集実施要項に適合しない場合又は応募者が第3条に規定する対象者に該当しない場合

(2) 応募者が、応募をした後、懲戒処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが社会通念上不適切と認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(5) 前条の規定により応募を取下げたとき。

2 学長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、その旨(認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。)を応募者に書面により通知するものとする。

3 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

(1) 懲戒処分を受けたとき。

(2) 就業規則第25条の規定により解雇されたとき。

(3) 退職手当規程第9条第1項、第10条第1項又は第11項第4項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

(4) 退職の日の前までに退職したとき。

(5) 前条の規定により応募を取り下げたとき。

(退職手当の特例)

第8条 早期退職応募認定制度により退職した者(勤続20年以上の者に限る。)に対する退職手当の支給額は、退職手当規程第7条の規定に基づく支給額とする。

(雇用の制限)

第9条 早期退職応募認定制度により退職した者は、再び本学の職員(非常勤職員、非常勤講師又は短時間特定有期雇用職員を除く)となることはできない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、早期退職応募認定制度に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。